

答 申 第 1 号
令和8年8月28日

北茨城市長職務代理者
北茨城市副市長 鵜 沼 聰 様

北茨城市情報公開・個人情報保護審査会
会長 戸 倉 雅 子

個人情報の保護に関する法律第105条第3項の規定により読み替えて準用
する同条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和8年6月11日付け北総第2592号で諮問のありました下記の件について、別
紙のとおり答申いたします。

記

「私に関して作成・保有されている一切の行政文書、対応記録等（相談受付票 外1
3件）」に係る保有個人情報不開示決定処分に対する審査請求に関する件

(別 紙)

答 申

1 審査会の結論

北茨城市長（以下「処分庁」という。）が、「私に関して作成・保有されている一切の行政文書、対応記録等（相談受付票 外 13 件）」について、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

2 諮問事案の概要

(1) 保有個人情報の開示請求

令和 8 年 5 月 8 日付けで、審査請求人（以下「請求人」という。）は、個人情報保護法及び北茨城市情報公開条例等に基づき、処分庁に対して、次に掲げる文書について開示請求する旨を記載した「行政文書・自己情報開示請求書（以下「開示請求書」という。）」を提出した。

以下のうち私（請求人氏名）に関して作成・保有されている以下の行政文書、対応記録等

- (1) 私に関する相談受付票
- (2) 私に関するケース記録
- (3) 私に関する対応経過記録
- (4) 私の氏名が記載された相談文書
- (5) 私を対象とした作成された支援記録
- (6) DV・高齢者虐待・家庭内トラブル等内容事項
- (7) 地域包括支援センター、警察との連携記録
- (8) 地域包括支援センター、福祉課、介護関係部署との連携記録
- (9) 市役所職員による聞き取り記録
- (10) 関係者との協議記録
- (11) 電話対応記録
- (12) 引継ぎ記録
- (13) 内部共有資料
- (14) その他、私に関して作成又は取得された文書一式

(2) 処分庁の決定及び通知

処分庁は、本件開示請求を個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第

57号。以下「法」という。)第76条第1項の規定による保有個人情報の開示請求と判断の上、本件開示請求の対象としている保有個人情報は、請求人の母が処分庁に行った虐待に関する相談記録等(以下「請求人に係る虐待に関する文書」という。)のうち、請求人に係る記載部分と判断し開示の可否を検討した。令和8年5月14日、処分庁は、請求人に係る虐待に関する文書の存否を答えるだけで、請求人以外の第三者が虐待に関する相談等の何らかの関わりを処分庁その他関係機関間で持ったか否かの事実を知られてしまうおそれがあり、当該事実の有無は法第78条第1項第2号に規定する開示請求者以外の情報であることから、法第81条の規定により、存否応答拒否として開示請求を拒否する決定をした。

(3) 審査請求

令和8年5月18日付けで、審査請求人は、処分庁が行った本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により、処分庁に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、少なくとも審査請求人本人に関する情報部分について開示決定を求める。また、第三者情報に該当する部分については、必要に応じてマスキング等を行った上で部分開示を求める。

(2) 審査請求の理由

審査請求人が作成した行政審査請求書(以下「審査請求書」という。)及び反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

ア 処分庁による全部不開示処分は過剰である。

保有個人情報は第三者情報が含まれている場合は、当該部分を区分し、請求者本人に関する部分については開示する義務があるにもかかわらず、処分庁は具体的な検討をしていない。

また、法第78条第1項第2号の規定は、第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合に限定して適用されるべきであり、行政機関が広範・抽象的に援用して全面不開示を正当化できるものではない。

イ 法第81条の規定による存否応答拒否は不当である。

本件開示請求は、本人に関する行政対応記録も対象としているにもかかわらず、包括的に存否応答拒否をしており、個別具体的な検討を行うべきである。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 部分開示の義務について

仮に請求人に係る虐待に関する文書が存在するとして、当該文書の存否を答えるだけで不開示情報となる第三者情報を開示することになる以上、当該第三者情報は容易に区分できないことは明らかである。また、第三者の情報を識別できる記述等を除いたとしても、なお、第三者の権利利益が侵害されるおそれがあることから、法第79条の規定による部分開示の義務は生じない。

(2) 存否応答拒否の決定について

請求人に係る虐待に関する文書の存否を回答するだけで、請求人の母と市ないし関係機関間の何らかの関わりの有無が明らかとなる。当該情報は第三者の情報として保護すべきものであることから、存否応答拒否を決定したものである。

(3) 結論

以上により、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査会の判断

(1) 本件行政文書について

審査会は、請求人の開示請求書、審査請求書及び反論書並びに処分庁の弁明書の内容から、請求人は請求人に係る虐待に関する文書のうち請求人に関する記載部分について開示請求したと判断した。

(2) 法第79条の該当性について

請求人は、請求人に係る虐待に関する文書のうち、第三者情報を区分し、請求者本人に関する部分については開示すべきと主張しているので、法第79条の規定による部分開示の可否について、以下検討する。

仮に第三者が請求人から虐待を受け、当該第三者が市ないし関係機関に相談等をしており、請求人に係る虐待に関する文書が作成されていた場合において、当該文書から第三者を識別できる記述等を除いたとしても、当該第三者が市ないし関係機関に虐待に関する相談その他何らかの関わりを持ったという事実は明らかになる。当該事実は開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであるため、法78条第1項第2号に規定する不開示情報に該当すると認められる（内容及び性質から同号ただし書にも該当しない。）。

法第79条第1項は、不開示情報に該当する部分を他の部分から容易に区分して除くことができる場合は開示しなければならないことを定めているが、前

記の事実は技術的に区分できるものではない。

また、法第79条第2項は、開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものが含まれている場合であって、当該部分を除くことにより開示しても開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分につき開示しなければならないことを定めているが、当該文書を部分開示したとしても、前記の事実が明らかになることから、なお開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがあると認められる。

したがって、仮に請求人に係る虐待に関する文書が存在していたとしても、法第79条の規定による部分開示の義務は生じない。

(3) 法81条の該当性について

処分庁は、請求人に係る虐待に関する文書の存否を答えることにより、法第78条第1項第2号に規定する不開示情報を開示することになるとして、法第81条の規定により存否応答拒否を行ったことから、法第81条の規定による処分の可否について、以下検討する。

請求人に係る虐待に関する文書はその存否を明らかにするだけで、第三者が市ないし関係機関に虐待に関する相談その他何らかの関わりを持ったか否かが明らかになると認められる。当該事実の有無は、開示請求者以外の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものであることから、前記のとおり法第78条第1項第2号に規定する不開示情報であると認められる。

したがって、請求人に係る虐待に関する文書の存否について答えることは、不開示情報を開示することとなるため、法第81条の規定に基づいて本件開示請求を拒否した処分庁の決定は、妥当である。

その他、審査請求人は種々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和8年6月11日	諮問受理
令和8年7月27日	第1回審査
令和8年8月28日	第2回審査